

### III. タスク・フォースの提案

#### 3.1 提案に至る過程

タスク・フォース発足当初、その検討期間は12カ月、予算150万ドルと予定されていたが、最終的には報告書を自治大臣に提出するまで20カ月を要した。

この間、タスク・フォースは毎週金曜日の午前に会議を開催した。この非公式会議は、経済振興、交通、政府間関係を学習する「メトロポリタン・モントリオール集中講座」といった性格のものであった。この学習過程におけるケベック州政府や地方政府関係者の協力には一方ならぬものがあり、そのおかげでタスク・フォースは検討対象地域が直面している課題を明確に理解することができ、また問題解決の糸口を見付け出すことができたのである。

タスク・フォースの報告書は次のような過程を経て完成された。

- 非公式会議の実施

タスク・フォースが設置された1992年4月から12月にかけて実施した政府関係者、議員、有識者等との非公式協議は58回を数え、協議への参加者数は200名に及んだ。

- 中間レポートの作成

非公式会議の結果を集約する形で、1993年1月には地域の実情を分析した中間レポートを作成した。

- 市民ヒアリングの実施

一般市民の対応をさぐるため、対話式のテレビ放送を利用した市民ヒアリングを5週間にわたり実施した。この試みは市民や市民グループ、商工会等からの広範な意見を聞くことができ、非常に有益であった。また、市民との対話の機会を持ったことで、思わぬ副産物を得ることもできた。というのは、マスコミの姿勢が変わってきたのである。マスコミはタスク・フォースの使命を明確に理解はじめ、一般市民の啓蒙に一役買ったのである。

- ・報告書の作成

市民ヒアリングの結果をうけてタスク・フォースは最終報告書の作成に取りかかり、1993年12月にその作業を完了して自治大臣に報告書を提出した。

### 3.2 タスク・フォースの提案

以下ではタスク・フォースの提案を4項目に分類、要約して紹介する。

#### 3.2.1 モントリオール・シティ・リージョンの設定（基本概念）

はじめにタスク・フォースが提案したのは、この区域の全体を総括するモントリオール・シティ・リージョン (Montreal City Region) という概念の導入である。タスク・フォースは、モントリオール・シティ・リージョンを、豊かで活力にあふれ、国際的かつ効率的で市民の役に立つものと位置づけている。シティ・リージョンの概念は報告書の土台となる重要な概念であるが、この考え方についての市民の態度は懐疑的なものである。したがって、その支持を取り付けるのは容易ではないと思われ、市民の理解を得ようとする努力が引き続き要求されよう。

モントリオール・シティ・リージョンの概念は、次の9つの概念から構成されている。

- ・持続可能な開発が行われる地域
- ・調和のとれた計画と開発が行われる地域
- ・効率性が追求される地域
- ・強力な核都市を持つ地域
- ・カナダ及びケベック州の中心となる豊かな地域
- ・独自の文化を有する地域
- ・国際性のある地域
- ・北米大陸におけるユニークな地域
- ・組織管理が良好な地域

### 3.2.2 政府機構

#### 3.2.2.1 広域レベル

次の重要な提言は政府機構に関するものである。タスク・フォースはモントリオール・メトロポリタン・リージョン (Montreal Metropolitan Region - MMR) を創設するとともに、同区域内に 4 つの ISA (Inter-municipal Service Agency) を創設することを勧めている。

また、タスク・フォースは、MMR の区域をメトロポリタン・センサス・リジョン・オブ・モントリオール (Metropolitan Census Region of Montreal - MCR) にリンクさせたものにすることを提案している。カナダ人口調査局 (Census Canada) は 8 年ごとに調査区域の境界を都市化の現状にあわせて調整しているので、MMR の区域を MCR の区域に連動させておけば、MMR の区域は自動的に都市の成長と開発の実勢に適合した区域になるという提案である。

MMR の議会の構成や議員数についての判断は非常に困難なものであった。というのは、現在この地域には 1 0 0 0 名を超す地方議員が存在し、この問題はこれら地方議員の身分の問題に直接かかわるものであるからである。タスク・フォースの結論は、MMR の議員数は 2 1 名とし、モントリオール市長、Longueuil 市長、ラバル (Laval) 市長、他の市町村の長又は議員並びにモントリオール市及びラバル市の議員で構成するというものであった。

三市の市長を特定したのは、これら三市はこの地域における主要な都市であり、経済的集積のある都市であるからである。議員数を 2 1 名としたのは次の理由による。

表一 3 は、MMR を 5 つの区域に分け、各区域ごとに人口及び議員数を示したものである。タスク・フォース試案は、人口 1 5 万人につき議員 1 人という考え方にして、作成された。すなわち、MMR の総人口は約 3 0 0 万人であるので、これ

を15万人で割った結果の20を議席数とし、さらに議長を1名加えた21をMMRの議員数とするというものである。いずれにしても、MMRには小さい議会が必要であること、200人とか500人とかいった規模の議会は機能的ではないということがタスク・フォースのメンバーに共通した認識であった。タスク・フォースが提案する4つのISA (Inter-municipal Service Agency) の区域及び市から選出される議員の数は、表一3が示すとおりである。これによると、ISA-NORTHから2名、ラバル市から2名、ISA-SOUTH EASTから4名、ISA-SOUTH WESTから1名、モントリオール市から7名、モントリオール市以外のISA-MONTREALの区域から5名が選出される。

表一3 MMRの各区域人口や議員数

地域	人口	議員の人数
ISA North	356,629	2
City of Laval	314,398	2
ISA South-East	558,917	
- Longueuil	129,874	1
- その他の自治体	429,043	3
ISA South-West	121,427	1
ISA モントリオール	1,775,871	
- モントリオール	1,017,666	7
- 郊外にある自治体	758,205	5
合計	3,127,242	21

MMRの創設は3.2.1で述べたモントリオール・シティ・リージョンの創設を具体化する概念であり、この広域政府は次のような権限を有することになろう。

- ・地域計画及び地域振興
- ・経済振興

- ・環境問題
- ・芸術・文化
- ・交通
- ・公安

タスク・フォースでは、新たに創設される行政体をどのように命名するかについて活発な議論が戦わされ、結局MMRが最終的に得られた結論である。また、議論を通してタスク・フォースが発見したことは、公式の場と非公式の場とでは人は異なったことを主張するということである。タスク・フォースの仕事や新たな広域政府の創設といった事に対する政治的サポートは、公式な場においてよりも、ドアを閉めた室での会議の場の方が、より得られやすかったというのが偽らざるところである。

### 3.2.2.2 市町村レベル

タスク・フォースの次の課題は、この地域に極度に多く存在する市町村をどうするかということであった。トロントの例にならって小さな市町村をいくつか合併し、大きな市にしてしまったらどうかと主張する人もおり、そのためにタスク・フォースはトロントを調査に訪れ、種々な意見を聴取した。その調査の後（調査自体は極めて有益であったが）、タスク・フォースは、現存する市町村は引き続き維持し、市町村の機構は変更しないことにした。なぜかと言うと、タスク・フォースに寄せられた意見の多くは、「小さいことは良いことだ」、「市民は自分の町の現状に満足している」ということに要約できたからである。また、もし仮にMMRという広域政府の創設と同時に大規模な市町村の合併を打ち出した場合は、提言が非常に過激なものとなり、実施段階での支持を得るのが困難になるであろうというのがタスク・フォースの判断であった。従って、タスク・フォースの提言は、現存する地域カウンティ自治体 (Regional County Municipalities, RCM) を廃止するに止

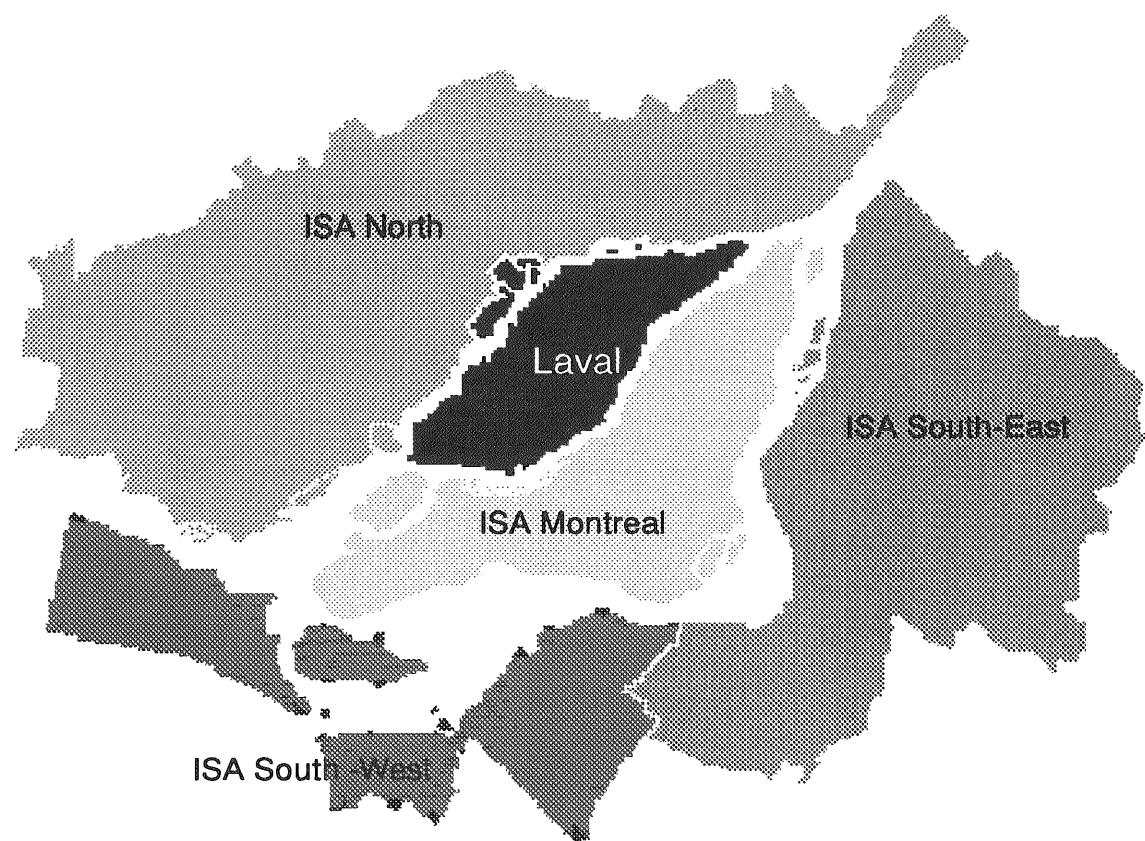
まっている。

RCMは、モントリオール地域の中心部以外の部分においては概ね良好に機能しているものの、中心部においては満足な動きをしていないと思われる。従って、タスク・フォースは、RCMに代えて、いわゆる ISA の創設を提案した。すなわち ISA-North, ISA-South-East, ISA-South-West そして ISA-Montreal の 4 つの ISA の導入である。なお、ISA-Montreal は MUC (Montreal Urban Community) を含んでいる。図一 9 は ISA の区域を示したものである。

広域政府としての ISA の創設は、グレーター・トロント地域における二層制 (Two-Tier System) によく似ている。しかし、タスク・フォースがモントリオールで意図したことは、市町村と ISA が、緊密かつ良好な関係を保ちながら機能していくことであり、そのためには ISA と市町村の関係を調整できる上位の政府の存在が必要と考えられた。前節で述べた全ての市町村が参加して構成する MMR (Montreal Metropolitan Region) 政府創設の提案がその回答であり、この点、二層制を調整するためのさらに上位の統括的政府を持たないグレーター・トロント地域と決定的に異なっているところである。

各 ISA の議会は ISA を構成する市町村の長で構成される。ただし、ISA モントリオールの議会には、各市町村長のほかに、モントリオール市議会議員（9 人）が ISA 議員として参加することとされた。

図一9 ISAの区域



MMR, ISA, 市町村間の関係を議会の構成員という視点から整理したのが図-10である。

図-10

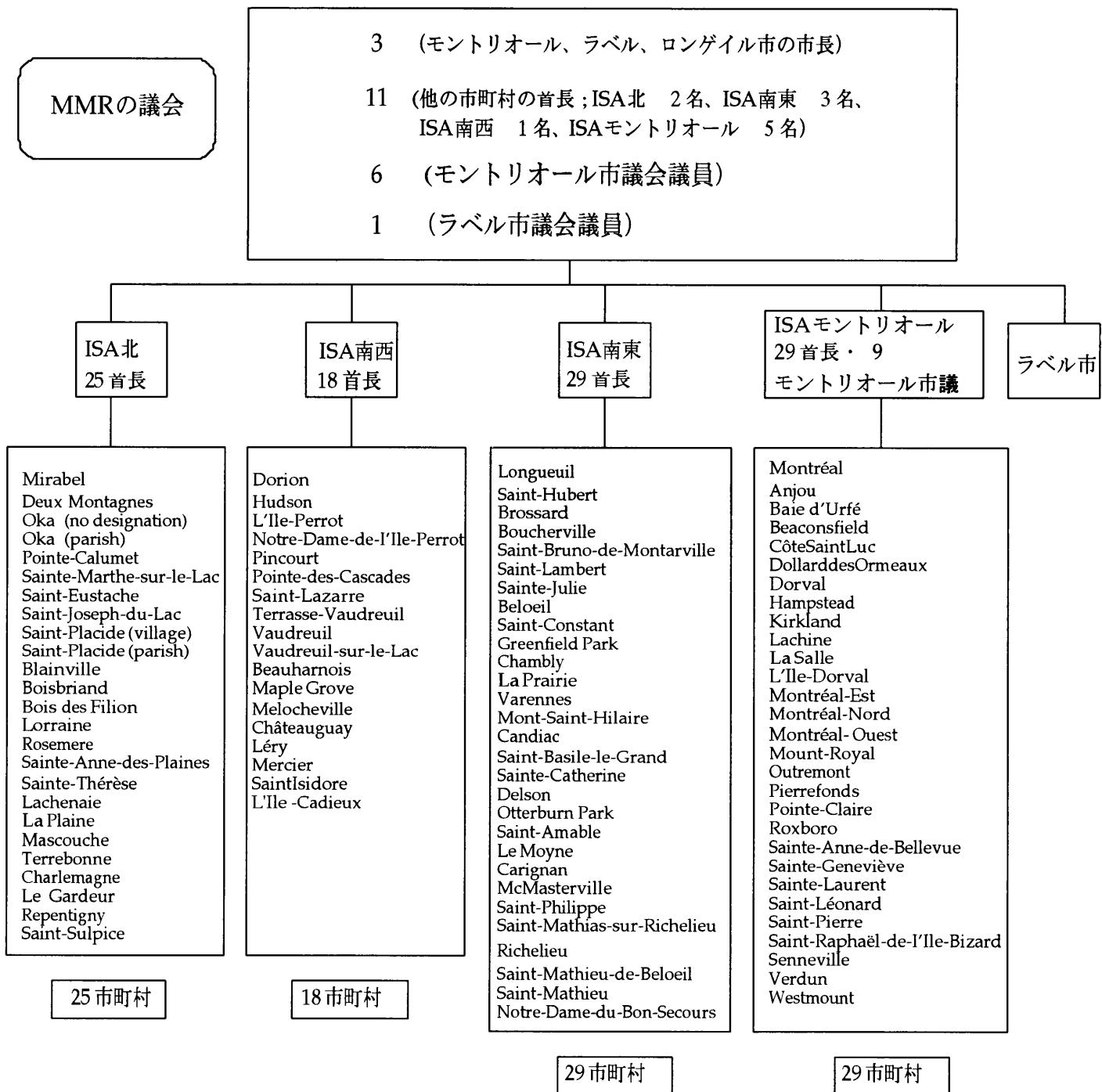


表4は現在のMUC (Montreal Urban Community) の権限がMMRとISAの間でどのように分担されるかを示したものである。

表一 4 現在のモントリオール都市共同体(MUC)の権限分

現在のモントリオール都市共同体(MUC)の権限	提案	
	MMR	ISA モントリオール
<b>地域計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域計画の策定</li> <li>・ 広域公園           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画</li> <li>- 管理</li> </ul> </li> </ul>	X X	X
<b>経済的開発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 國際的なマーケティング (PR)</li> </ul>	X	
<b>環境</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制</li> <li>- 検査・管理</li> </ul> </li> <li>・ 下水           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制</li> <li>- 処理場の運営</li> </ul> </li> <li>・ 食料品検査           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制</li> <li>- 検査・管理</li> </ul> </li> </ul>	X X	X X X X
<b>交通</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通基盤整備計画の策定</li> <li>・ 公共交通と道路網の調整</li> <li>・ 公共交通の料金に関すること</li> <li>・ 公共交通の運営 (バス・地下鉄)</li> <li>・ タクシーに関する規制</li> </ul>	X X X	X X
<b>芸術・文化事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画</li> <li>・ 普及・助成</li> </ul>	X X	
<b>公安</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基本的なサービス</li> <li>- 専門的なサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 広域計画と調整</li> <li>- 組織管理</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 公安           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 広域的な調整</li> <li>- 非常計画</li> </ul> </li> <li>・ 9 1 1 サービス (日本の110,119に当たる)           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 広域的な調整</li> <li>- 電話管理</li> </ul> </li> </ul>	X X X X	X X X X
<b>アセスメント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産評価</li> </ul>		X

広域計画や開発に関することは、12のRCMとMUCの廃止に従い、MMRに移管されることになる。このことにより、MMR地域を通じてただ1つの計画が策定され調和のとれた開発が可能になる。地域計画の分野でISAモントリオールを行うことは、表一4からもわかるように、広域公園の管理だけということになる。

タスク・フォースの調査を通じて判ったことの1つは、近年、市町村の職員による地方経済振興の参考に資するための海外視察が増えているということであるが、提言が実施されればこのようなことは無くなるであろう。というのは、経済開発に関するることは国際的分野を含め、MMRの所管となるからである。

モントリオールで想定している制度は、直接選挙によって選ばれた広域自治体の議員が互いに角を突き合わせているようなトロント地域の制度とは異なっている。トロントのこのような状況を参考にして、タスク・フォースはトロント方式は取らないこととしたのである。

環境問題に関しては、MMRは、大気及び水の汚染についての規制を所管し、ISAは検査、運営、管理を所管する。交通システムについては、MMRは交通基盤整備計画、公共交通と道路網の調整、公共交通料金の設定を行い、ISAは地下鉄、バスといった公共交通の運営を行う。タクシーの運行に関する規制はISAが行う。芸術、文化事業に関する計画、普及、助成は全てMMRに移管される。公安関係については、かなりの分野がISAの所管となる。すなわち、公安に関する基本的なサービスや911サービスの管理運営はISAの所管とされ、MMRは警察サービスや非常事態計画、911サービスの広域的計画調整を行う。不動産の評価についてはISAの所管とされている。

市町村レベルにおいては、「政府機構」の問題はISAに参加する市町村がその権限に基づいて実施する一般的行政サービスの執行の問題であり、MUCについてもその例外ではない。タスク・フォースは、ISA設立2年以内に市町村の統廃合に関する検討を行い、勧告する権限をISAに与えることを提案している。その勧告はケ

ケベック州政府により検討され、最終判断は州によってされることはあるまでもない。

### 3.2.2.3 ケベック州レベル

タスク・フォースは州レベルにおける改革も提言している。モントリオールとケベック州政府との関係は、トロントとオンタリオ州政府との関係とは大いに異なっている。ケベック州議事堂は首都圏から遠く離れたケベック・シティにあり、モントリオールに対する理解が不足しているとするモントリオール市民とケベック・シティ市民の間には争い事が絶えない。州政府の職員はほとんどケベック・シティに住んでいるため、モントリオールの実情には疎いのも事実である。そこでタスク・フォースは、単一行政執行単位の創設といったような首都の実態に適合した体制の整備を提言している。

現在、州政府は州行政を執行する上でグレーター・モントリオールの地域を5つの執行単位(Administrative Regions)に区分しており、責任の重複や複雑化といった問題を引き起こしている。例えば、タスク・フォースが州政府にゴミ処理問題のような具体的な事項について話し合いたいと申し入れると、州政府は5人の人間を各執行単位から派遣して来るといった有様である。前掲の図-7からも明らかのように、州の行政執行単位はメトロポリタン・シティ・リージョンといった観点が全く欠落している。

タスク・フォースはまた、MMR地域における州の「経済開発委員会」(Economic Development Boards)を廃止し、その権限をMMRに移管することを提案した。また、ケベック州政府においてMMR地域の特殊性に対応した政策や施策を採用し、MMR地域の振興を図ることを提案した。このことは、ひいてはケベック全体の振興に寄与すると考えたからである。

タスク・フォースはケベック州の内閣に設置されている。また、グレーター・モントリオール振興常任委員会 (The Quebec Cabinet Standing Committee on the

Development of Greater Montreal - QCSC DGM) を、ケベック州政府のMMR地域における施策を調和のとれたものにする役割を果たすという意味で有意義な委員会であるとして、その存続価値を認めている。タスク・フォースは、連邦政府の地域振興事務所 (Federal Office of Regional Development) も同様の理由で高く評価している。

### 3.2.3 様々な具体的施策

#### 3.2.3.1 地域の振興開発

最初の、そして恐らくこの「様々な具体的施策 (Collective Choices)」の項での最も重要な提言は、地域計画と地域振興に関する提言である。近い将来この提言を実施に移すことが出来た暁には、地域計画と地域振興の提言は絶大な成果をもたらすと思われる。

タスク・フォースが提言するのは計画それ自体ではなく、MMRに地域振興開発計画を策定する権限を与えるということである。この振興開発計画は、今までのRCMやMUCの計画に取って代わることになる。

振興開発計画は土地利用計画といったようなものではない。このシステムの下では、具体的な土地利用計画は市町村が策定するのであり、MMRは全体のフレームを示すのである。市町村はこのフレームを尊重する限りにおいて、自由に独自の計画を策定できる。地域の振興開発計画のフレームは次の内容から構成されることになる。

- ・都市部の将来展望
- ・地域振興の方針、政策、方策
- ・地域振興のための投資計画及び具体的な投資プログラム

また、タスク・フォースは、ケベック州政府に対し、現存の住宅を維持し、さらに都市部の人口集積を増加させるための住宅政策を取るよう提言している。

### 3.2.3.2 経済振興

経済の振興に関してタスク・フォースは、MMRが経済振興政策を明らかにすることにより、地域振興計画と経済政策との整合性を確保することを提案している。また、観光等対外経済の振興もMMRの任務であるとしている。同時に、連邦政府及びケベック州政府が共同でMMRの振興のための対策を講じることを提言している。

### 3.2.3.3 環境保全

タスク・フォースは、環境の保全を確保するため、MMRが持続可能な開発を推進することを提言している。すなわち大気汚染防止、飲料水の質の確保、下水処理、ゴミ処理等に関し、MMRが積極的役割を果たすと同時に、水と緑のスペースのネットワークを構築し、浄化対策を講ずることもMMRの任務としている。持続可能な開発というテーマは地域全体を通じる重要なテーマであり、ひとたびMMRが包括的政策やプログラムを採用した際には市町村はそのフレームに従う義務があるのは言うまでもない。

### 3.2.3.4 芸術・文化

芸術・文化の分野に関する地域の政策や方策は、ケベック州政府のより広範な政策の範囲で、MMRが決定することになる。芸術・文化に関する受益者はこの地域の全ての住民であると考えられるので、地域的あるいは国際的な芸術・文化の振興は、これらに対する財政措置を含め、MMRの任務とするのが適当であると判断された。

### 3.2.3.5 交通

交通問題はMMRの地域が直面する大きな課題の一つである。もし、タスク・フォースにもっと検討の時間が与えられていたら、タスク・フォースはまだまだこ

の問題を討議し続けていたと思われる。

タスク・フォースは、MMRがケベック州政府と共同して交通に関する計画を策定すること、そしてその計画には地下鉄の効率化と路線の延長、通勤電車や他の公共交通機関の基盤整備、自動車道路、幹線道路網、港湾、空港等に関することが盛り込まれるべきであるとしている。ケベックにおいては現在、幹線道路網の運営は州政府が行っており、地域レベルの政府がこれを行っているトロント地域とは対称的である。

交通問題に関するタスク・フォースの提案を列挙すると以下の通りである。

- ・公共交通機関の料金システムを見直し、料金収入を異なる交通機関の間で共有し、異なる交通機関どうしの接続を便利にすること
- ・都市部幹線道路網の利用、規制、開発について調整すること
- ・1枚の切符で都市部における全ての交通体系を利用出来るような交通料金システムを構築すること
- ・MMTC (Metropolitan Mass Transit Council) の権限をMMR に移管すること
- ・連邦及び州により、交通基盤整備の手法に関する新しい制度が創設されること
- ・連邦政府から地域で運営される機関に港湾基盤整備に関する権限を移管すること

### 3.2.3.6 公安

公安に関してタスク・フォースは、各市町村警察を市町村統一警察 (Inter-Municipal Police Force) に再編成することを提案している。タスク・フォースが警察職員からヒアリングしたところによると、各市町村警察にはそれぞれ独自のやり方というものがあって、彼等の持ち分を超えて、協力し合うことは非常に難しいということであった。

麻薬犯罪を追っていた秘密捜査員が同じ事件を捜査していた他の捜査員に逮捕さ

れたということも報告された。ケベック州公安局によれば、300万ドルから400万ドルの費用をかけた2～3年がかりの大規模捜査が、州警察とMUCの警察によって、それぞれ互いに全く連絡し合うことなく実施されることがあるということである。互いに協力し合えば、相当の額が節約できるにもかかわらずである。

タスク・フォースがいかに多くの人々から協力を得られたかを示すために紹介すると、ケベック州警察当局者はタスク・フォースに対し、もし市町村警察の再編成が提案されるならば州当局は計画調整といった州の権限をMMRに移管するのに同意するだろうと語っている。もちろんこのような決定は最終的にはケベック州政府の判断によらなければならないが、少なくとも州警察当局及び市町村警察は同意するであろうとのことであった。また、再編成に関する費用も州警察が全額負担する用意があるとのことであった。タスク・フォースの公安に関する提言を要約すると次の4点になる。

- ・市町村の権限に基づく警察行政に関する計画調整はMMRが行う
- ・州警察、連邦司法省等と協力して、異なるレベルの警察が協力できる手法をMMRが確立する
- ・環境や人間に対する脅威あるいは非常事態への対応策を市町村が検討する
- ・MMRにより、911番サービスの範囲をMMR地域内の全ての市民にまで拡大する

### 3.2.3.7 適正かつ十分な収入の確保

次にタスク・フォースは財政に関する提言も行っている。財政の問題は多くの場合、「誰が負担するのか」という問題である。ケベック州政府は別に中核都市に関する検討を行っているが、他の北アメリカの主要都市が直面しているのと同様の問題につき当たっている。すなわち、一般に中核都市は他の都市に比べ、レベルの高い行政サービスを提供しなければならないという重責を担っているが、その行

政サービスの相当部分は他の都市の住民によって享受されている。従って、タスク・フォースは中核都市の果たしている役割について再検討する必要があると考えた。次の表一5は1992年におけるGMA地域の市町村の支出総額を示したものである。また、次の図一11は住民一世帯当たりの市町村の支出金額を示したものである。モントリオール市を含むMUCにおいては、その額は4000ドル／世帯に達しており、対して都市周辺市町村においては2400ドル／世帯に止まっている。

図一11 住民一世帯当たりの支出金額

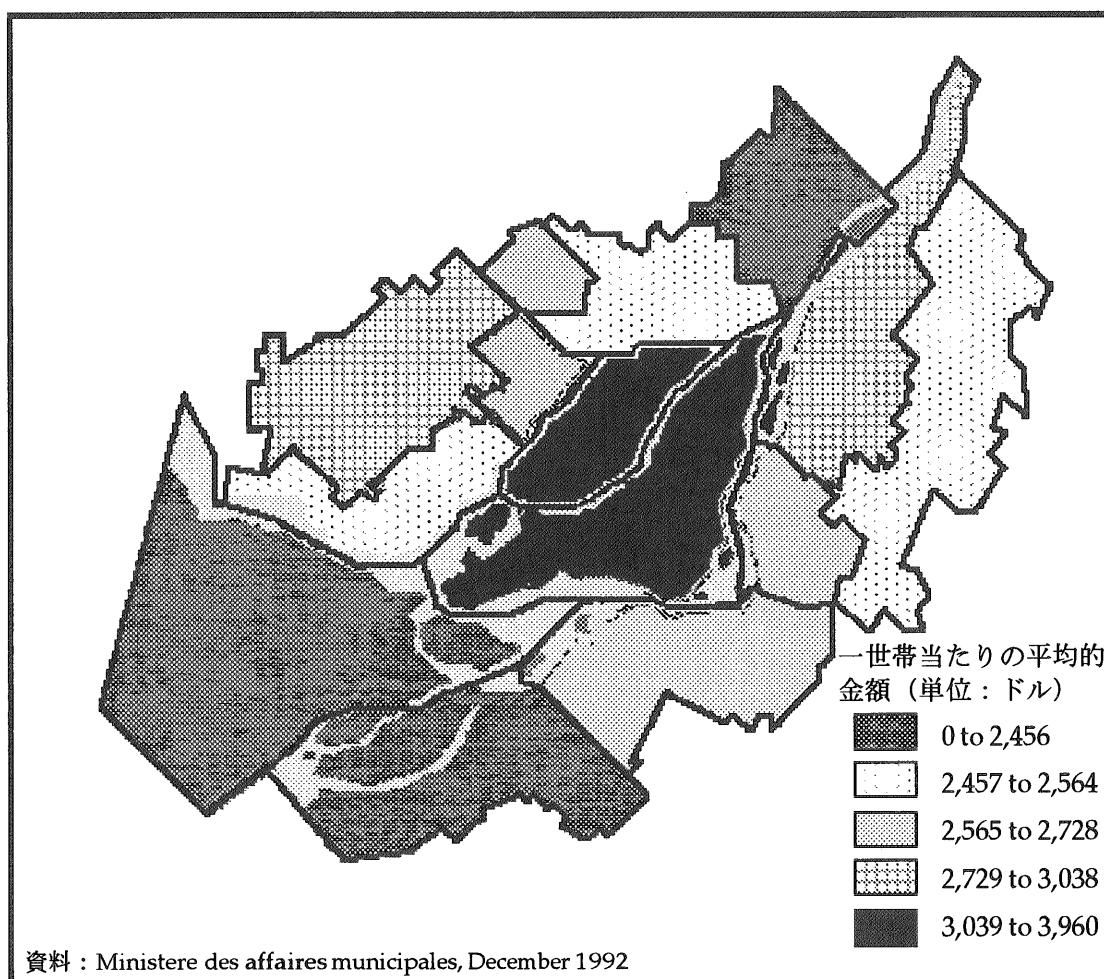
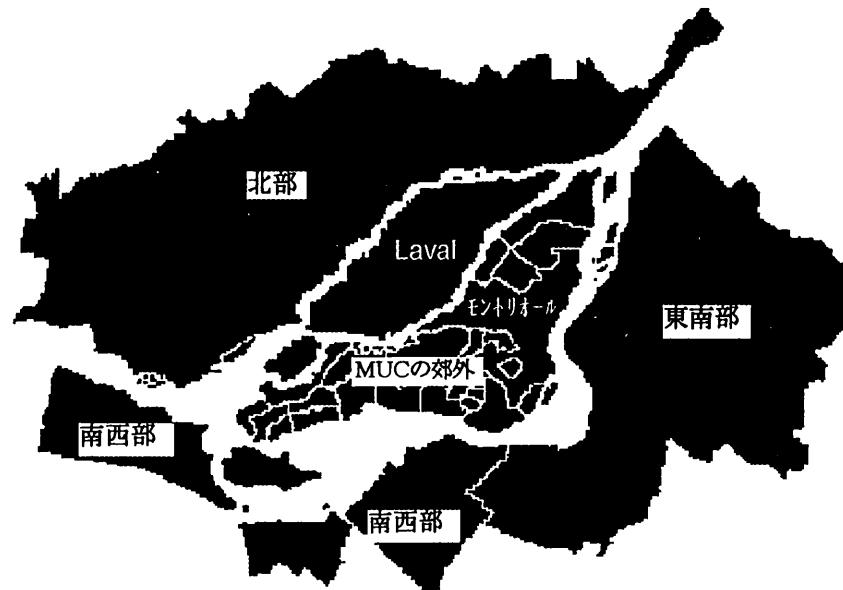


表-5

## 1992年全市町村（GMA）の歳出総額（単位：千ドル）

	北部		Laval		モントリオール		MUCの郊外		MUC合計（MUCの郊外+モントリオール市）		東南部		南西部		全市町村（GMA）	
	%	Laval	%	モントリオール	%	MUCの郊外	%	MUC合計（MUCの郊外+モントリオール市）	%	東南部	%	南西部	%	全市町村（GMA）	%	
総務費	42,585	14	54,019	14	327,048	17	132,402	12	459,450	15	72,382	13	14,463	13	642,899	15
公安	45,332	14	59,065	15	362,042	19	263,162	23	625,204	21	78,805	14	15,874	15	824,280	19
交通	47,048	15	67,243	17	396,179	21	276,018	24	672,196	22	108,689	20	16,040	15	911,216	21
公衆衛生	39,125	12	38,443	10	147,727	8	128,255	11	275,982	9	74,898	14	17,782	16	446,230	10
健康・福祉	14	0	838	0	4,918	0	710	0	5,628	0	49	0	20	0	6,549	0
都市計画・開発	9,581	3	7,920	2	138,099	7	19,105	2	157,204	5	13,159	2	2,832	3	190,696	4
文化・余暇	36,659	12	36,668	9	174,561	9	127,959	11	302,520	10	61,718	11	10,616	10	448,180	10
電気	0	0	0	0	0	0	17,286	2	17,286	1	0	0	0	0	17,286	0
公債費	88,034	28	133,094	33	302,656	16	175,846	15	478,502	16	129,931	24	28,740	27	858,301	20
その他	5,633	2	900	0	21,429	1	8,286	1	29,714	1	5,079	1	1,557	1	42,883	1
歳出総額	314,011	100	398,190	100	1,874,658	100	1,149,029	100	3,023,687	100	544,710	100	107,923	100	4,388,521	100

Source: Department of Municipal Affairs, 1992 budget forecast.



タスク・フォースはこれらの指標の示す金額の大きさに驚くとともに、これと同じ額を市町村が共同する形で執行すればより充実したサービスを提供できるし、また節約にもなると考えた。このようなことからタスク・フォースは公的資金の効率的執行という観点から次の提言を行った。

## 1. 予算の効率的執行

- ・市町村は行政サービスの提供の仕方について見直しを行うべきであること
- ・市町村の予算執行の状況を明瞭にする方法を確立すること
- ・市町村の予算書及び決算書に外部機関の予算・決算に関する意見を添付させること
- ・起債を利用して行う重要な事業に関する住民投票を実施すること
- ・基盤施設の整備に充てるため、デベロッパーに対し相当の開発者負担金を要求するよう市町村に勧めること
- ・MMRが市町村等の行う事業や契約に優先順位を付ける制度を採用すること

## 2. 公公平な費用負担

- ・市町村における公的サービス使用料を増加させること
- ・市町村税制度の調整をMMRが行うこと

不況の影響により、トロント地域と同様、現在モントリオール地域においても税収不足という問題がある。過去70年にわたり、市町村の税収は前年を下回ることはなかったが、今年ははじめて前年を下回ることになりそうである。その主な原因は、建物の価格が場所によっては25%から30%下落したことであることは言うまでもない。

### 3. 市町村の財源調達

財源調達に関してタスク・フォースは次のような提言を行っている。  
2年以内にケベック州政府と市町村の間で財政に関する協定を締結することとし、締結に際しての協議を通して次の事項について検討すること。

- ・市町村の財源の多様化を図ること
- ・モントリオール等中核都市の特別な財政需要に対する手当てを考慮すること
- ・州売上税収入の一部を中核都市に割り当てる
- ・税に関する規制を緩和すること

### 4. 州政府の適切な関与

かねて、ケベックの中心モントリオールを、他の地域と同じように扱うべきだとする主張があり、この意見を取り入れた結果が「州政府の適切な関与」と題したこの財政パッケージである。タスク・フォースはこれを「クリスマス・リスト」と名付けた。

- ・州の教育、行政サービス施設に対する市町村税の課税相当額（総計2000万ドル）をケベック州政府が支払うこと
- ・ケベック州政府はMUCTC (Montreal Urban Community Transit Corporation)に対し、学校関連交通の経費相当額（約3000万ドル）を支払うこと（ケベック州内のモントリオール地域以外の地域においては、学校関連交通経費については州の補助金が交付されている）
- ・ケベック州政府は特別な警察サービスを行っている市町村及びMUCに対し、7000万ドル以上の補助金を交付すること（他の大部分の地域においては州警察によって行っているサービスが、モントリオール地域では自治体の警察により提供されている）

- ・非居住者によるMUCTC (Montreal Urban Community Transit Corporation) の利用に係る経費についてケベック州政府は引き続き助成を行うこと（約 2900 万ドル）
- ・現在MUCが負担している中距離交通 (Commuter Transit) に係る経費（約 2300 万ドル）をケベック州政府が負担すること

## 5. モントリオール

提言レポートは最後にモントリオール市に関して言及している。それというのも、モントリオール市は都市圏の中核として独自の特別な課題に直面しているからである。モントリオール市はこれらの課題にしばしば独自に取り組まなければならず、従って、モントリオール市が単独で費用を負担することになる場合が多い。

そのようなことからタスク・フォースは、モントリオール市に関して次のような提言を行っている。

- ・MMRは地域振興の担い手としてのモントリオール市の役割を良く認識し、これを強化すること
- ・モントリオール市の果たさなければならない特別な役割を勘案した、同地域に対する州の投資を促進すること
- ・中核都市であるということでモントリオール市が必然的に有する有利性や権限を、政策決定過程に州や他の市町村が参画することを通じて共有すること。またその見返りに一定の利害や費用負担を共有すること。

周辺部市町村の首長等かなりの人々が、タスク・フォースが実施した非公開会議の場において意思決定過程に完全に参加できれば、モントリオール市によって支出された経費の一定額を負担するのもやぶさかでないと語っている。彼等がこのようなことを公の場で発言することは決してないということは言うまでもない。

- ・住宅政策や移民政策の分野におけるモントリオール市とケベック州政府の連携の強化
- ・州政府、モントリオール市、コミュニティ経済振興法人(Community Economic Development Corporations - CEDCs)相互の協定を拡充すること
- ・モントリオールの伝統的区域を再活性化するため、総合再開発基金(Integrated Redevelopment Fund)を創設すること

すでに地域振興事業に充てるために準備されている基金を取り込み、さらに州政府からの追加投資を見込む。この基金は、州政府、モントリオール市、金融機関、民間パートナーにより運営される。

# 資 料

## グレーターモントリオール地域共同体・カウンティ別市町村概要

	人口 (1991年)	面積 Km <sup>2</sup>
モントリオール都市共同体(MUC)	1,775,871	499.53
Montréal	1,017,666	176.78
Anjou	37,210	13.64
Baie d'Urfé	3,849	6.70
Beaconsfield	19,616	10.64
Côte-Saint-Luc	28,700	7.18
Dollard-des-Ormeaux	46,922	15.20
Dorval	17,249	20.64
Hampstead	8,645	1.76
Kirkland	17,495	10.28
Lachine	35,266	17.31
LaSalle	73,804	16.42
L'Île-Dorval	3	0.18
Montréal-Est	3,767	12.38
Montréal-Nord	85,516	11.03
Montréal West	5,180	1.63
Mount Royal	18,212	7.43
Outremont	22,935	3.67
Pierrefonds	48,735	24.47
Pointe-Claire	27,647	19.16
Roxboro	5,879	2.07
Sainte-Anne-de-Bellevue	4,030	15.11
Sainte-Geneviève	3,197	1.24
Sainte-Laurent	72,402	46.28
Saint-Léonard	73,120	13.63
Saint-Pierre	4,967	2.15
Saint-Raphaël-de-l'Île-Bizard	11,352	22.68
Senneville	961	7.84
Verdun	61,307	8.07
Westmount	20,239	3.96

人口（1991年） 面積 Km<sup>2</sup>

---

LAVAL 地域カウンティ自治体 (RCM)	314,398	245.40
Laval	314,398	245.40

---



---

CHAMPLAIN 地域カウンティ自治 体(RCM)	312,734	162.70
Brossard	64,793	44.78
Greenfield Park	17,652	4.58
LeMoyne	5,412	0.95
Longueuil	129,874	42.68
Saint-Hubert	74,027	63.29
Saint-Lambert	20,976	6.42

---



---

ROUSSILLON 地域カウンティ自治 体(RCM)	118,355	371.50
Candiac	11,064	16.47
Châteauguay	39,833	35.37
Delson	6,063	7.30
La Prairie	14,938	43.53
Léry	2,429	10.98
Mercier	8,227	45.89
Saint-Constant	18,423	57.04
Saint-Catherine	9,805	9.06
Saint-Isidore	2,247	52.00
Saint-Mathieu	1,754	32.27
Saint-Philippe	3,572	61.59

---

人口（1991年） 面積 Km<sup>2</sup>

LA VALLEE-DU-RICHELIEU 地域 カウンティ自治体(RCM)		人口 (1991年)	面積 Km <sup>2</sup>
Beloeil	105,032	549.01	
Carignan	18,510	24.00	
Chamibly	5,386	62.39	
McMasterville	15,893	25.01	
Mont-Saint-Hilaire	3,689	3.00	
Otterburn Park	12,341	43.49	
Saint-Antoine-sur-Richelieu	6,046	5.20	
Saint-Basile-le-Grand	1,576	65.26	
Saint-Bruno-de-Montarville	10,127	34.82	
Saint-Charles	23,849	41.89	
Saint-Charles-sur-Richelieu	1,231	60.50	
Saint-Denis (Village)	349	2.48	
Saint-Denis (Parish)	1,038	0.80	
Saint-Marc-sur-Richelieu	1,153	81.40	
Saint-Mathieu-de-Beloeil	1,851	59.51	
	1,947	39.26	

THERESE-DE BLAINVILLE 地域 ウンティ自治体(RCM)		人口 (1991年)	面積 Km <sup>2</sup>
Blainville	104,693	202.54	
Boisbriand	22,679	54.62	
Bois-des-Filion	21,124	26.43	
Lorraine	6,337	4.32	
Rosemere	8,410	5.98	
Sainte-Anne-des-Plaines	11,198	10.35	
Sainte-Thérèse	10,787	92.22	
	24,158	8.62	

人口（1991年） 面積 Km<sup>2</sup>

L'ASSOMPTION 地域カウンティ自治 体 (RCM)		91,537	263.58
Charlemagne		5,598	1.76
L'Assomption		10,830	67.90
Le Gardeur		13,814	44.00
L'Epiphanie (Town)		3,469	2.46
L'Epiphanie (Parish)		2,421	55.32
Repentigny		49,630	24.42
Saint-Gérard-Majella		3,226	32.19
Saint-Sulpice		2,549	25.12

LES MOULINS 地域カウンティ自治 体 (RCM)		91,156	263.58
Lachenaie		15,074	42.78
La Plaine		10,576	39.70
Mascouche		25,828	107.95
Terrebonne		39,678	73.15

LAJEMMERAIS 地域カウンティ自治 体 (RCM)		85,720	415.86
Boucherville		33,796	69.33
Calixa-Lavallée		448	32.42
Contrecoeur		5,501	61.56
Saint-Amable		5,804	38.04
Sainte-Julie		20,632	47.78
Varennes		14,758	93.96
Verchères		4,781	72.77

人口（1991年） 面積 Km<sup>2</sup>

VAUDREUIL-SOULANGES 地域圏 ウンティ自治体(RCM)	人口	面積 Km <sup>2</sup>
	84,503	855.73
Coteau-du-Lac	4,193	46.57
Coteau-Landing	1,552	1.83
Coteau-Station	1,061	10.28
Dorion	5,920	3.70
Hudson	4,829	21.62
Les Cèdres	3,836	78.31
L'Ile-Cadieux	140	0.62
L'Ile-Perrot	8,064	4.86
Notre-Dame-de-l'Ile-Perrot	5,372	28.14
Pincourt	9,639	8.36
Pointe-des-Cascades	691	2.66
Pointe-Fortune	413	9.09
Rigaud	2,503	4.04
Rivière-Beaudette	1,292	9.62
Saint-Clet	1,388	38.61
Sainte-Justine-de-Newton	926	84.14
Sainte-Madeleine-de-Rigaud	3,267	93.11
Sainte-Marthe	1,056	80.23
Saint-Lazarre	9,057	67.59
Saint-Polycarpe	1,640	70.80
Saint-Télesphore	772	59.62
Saint-Zotique	2,515	24.24
Terrasse-Vaudreuil	1,744	1.08
Très-Saint-Rédempteur	570	25.40
Vaudreuil	11,187	69.48
Vaudreuil-sur-le-Lac	876	1.73

人口（1991年） 面積 Km<sup>2</sup>

DEUX-MONTAGNES地域カウンティ自治体(RCM)		
	人口	面積 Km <sup>2</sup>
Deux-Montagnes	13,035	5.94
Oka (no designation)	1,658	4.68
Oka (parish)	1,656	62.53
Pointe-Calumet	4,482	4.89
Sainte-Marthe-sur-le-Lac	7,410	9.01
Saint-Eustache	37,278	70.48
Saint-Joseph-du-Lac	4,312	40.81
Saint-Placide (village)	364	0.92
Saint-Placide (parish)	1,023	41.03

BEAUHARNOIS-SALABERRY地域カウンティ自治体(RCM)		
	人口	面積 Km <sup>2</sup>
Beauharnois	6,449	40.19
Grande-Ile	4,171	9.89
Maple Grove	2,431	8.57
Melocheville	2,292	16.96
Sainte-Martine	2,228	3.33
Sainte-Étienne-de-Beauharnois	811	41.62
Saint-Louis-de-Gonzague	1,413	78.52
Saint-Paul-de-Châteauguay	1,365	56.47
Saint-Stanislas-de-Kostka	1,590	62.16
Saint-Timothée	8,292	68.08
Saint-Urbain-Premier	1,145	52.24
Salaberry-de-Valleyfield	27,598	22.99

MIRABEL地域カウンティ自治体(RCM)		
	人口	面積 Km <sup>2</sup>
Mirabel	17,971	488.86

資料 : Ministere des Affaires municipales and Statistics Canada, Cat. 93304

## 参考文献

Pallach & Schurig (editors), Carl Bertelsmann Prize 1993: Democracy and Efficiency in Local Government, Volume 1, Bertelsmann Foundation, 1993. Page 23

O'Brien, Allan, Municipal Consolidation in Canada and its Alternatives, Intergovernmental Committee on Urban and Regional Research (ICURR) ,1993. Page 34

Task Force on Greater Montréal (Claude Pichette, Chairman), Progress Report, January 1993, Bibliothèque nationale du Québec, January 1993

Task Force on Greater Montréal (Claude Pichette, Chairman), Montreal: a city-region, Bibliothèque nationale du Québec, December 1993

Stevenson,Don & Farncomb, Andrew (editors), The Future of Greater Montreal: Lessons for the Greater Toronto Area?, Canadian Urban Institute, 1994

『カナダの地方自一第4回海外共同調査報告書』東京市町村自治調査会(平成5年6月)

## CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タ イ ド ル	発刊日
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 一運輸・通信行政を中心に一	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 一6州の企業誘致政策を中心に一	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共に番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 一その理念と実態一	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 一グラウンドワークの理念と実践一	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市搜索救助システム 一F E M A と U S & R 隊一	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	济州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧下さい